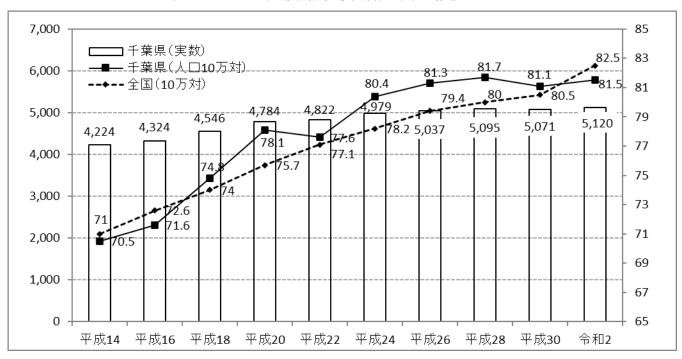
歯科医師の養成確保について

(ア)施策の現状・課題

本県の医療施設従事歯科医師数は、<mark>令和2年末現在、5,120</mark>人であり、人口10万対では81.5と、全国平均82.5を若干、下回っています。

診療に従事しようとする歯科医師については1年間の臨床研修が必修となっており、令和5年4月現在、県内の研修施設(単独型・管理型)として20か所の医療機関が指定されています。

口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながることなど、口腔と全身の健康との関係が広く指摘され、入院患者等に対する医科歯科連携の推進が求められる中、周術期の口腔機能管理や在宅歯科医療を担う歯科医師の養成や資質の向上が求められています。



図表 2-1-5-2-1 医療施設従事歯科医師数の推移

資料:医師·歯科医師·薬剤師調査(厚生労働省)

(イ) 施策の具体的展開

[高齢者等の歯科治療のための研修会の充実]

○ 高齢者・心身に障害のある人・がん患者等の有病者の歯科治療については、従来の歯科医療に加えて、口腔機能の維持、改善に係る総合的かつ専門的な知識の習得が必要であることから、関係機関との協力のもと研修会の充実に努めます。

○ 認知症の疑いのある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行うことを目的として、高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を行います。

[臨床研修の充実]

○ 臨床研修の水準を向上させるため、その適切な運営の確保に努めます。

〔在宅歯科医療を担う歯科医師の養成〕

○ 増加する要支援・要介護認定者の歯科保健医療の確保を図るため、在宅歯科医療 を担う歯科医師の養成に努めます。